志學館大学スクールバス利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、志學館大学(以下「本学」という。)が所有する大型バス及びマイクロバス (以下「スクールバス」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(利用対象)

- 第2条 スクールバスは、次の各項に掲げる本学の教育、研究、課外活動及び管理運営上必要な場合に利用できるものとする。
 - (1) 教育 (課外授業・巡検・生涯学習・実習等)、研究上必要な場合
 - (2) オープンキャンパス等、大学の管理運営上必要な場合
 - (3) 本学が指定するサークルが大会参加、合宿等で利用する場合
 - ※ 指定サークル (ラグビー・剣道・バレー・陸上・卓球・ソフトテニス)
 - (4) その他、指定サークル以外のサークル等の利用について学長が認めた場合
- 2 利用希望日が重なった場合は、原則として同条第1項第1号、第2号及び第3号の利用を優先し、スクールバス管理者(総務課長)が決定する。

(利用申請)

- 第3条 スクールバスの利用を希望する団体責任者は、以下の手順で申請しなければならない。
 - (1) 総務課窓口(スクールバス運行台帳)でスクールバスの予約状況を確認する。
 - (2) 利用可能な場合は、「スクールバス使用願」に必要事項を記入し、大会要項、イベント案内、行程表等の利用を証明できる書類を添付して、総務課窓口に提出する。
 - (3) 使用願は、原則として、利用日の1ヶ月前までに提出するものとする。

(事前打ち合わせ)

- 第4条 スクールバスの利用を許可された団体の責任者(以下「利用責任者」という。)は、利用 日の概ね一週間前に下記事項についてスクールバス管理者と事前打ち合わせをしなければなら ない。
 - (1) 利用日の運行行程の詳細について
 - (2) スクールバスの鍵、ETCカード、給油カードの受け渡しについて
 - (3) スクールバス利用上の遵守事項等について

(費用負担)

第5条 スクールバスの運行に係る諸費用の負担については、原則として次表のとおりとする(○ 印は、利用団体が負担することを意味する)。ただし、外部機関との協定等で別に定めた場合は、この限りではない。

	燃料費	有料道路料金	運転手				・バス駐車場
			派遣費	宿泊費	朝食代	夕食代	八八趾甲芴
第2条(1)	_	_	_	_	_	_	_
第2条(2)	_	_	_	_	_	_	_
第2条(3)	_	_	_	0	0	0	0
第2条(4)	_	0	0	0	0	0	0

- 2 燃料費を大学側で負担する場合は、原則として、大学側が準備した給油カード(南国殖産)を利用できる給油所に限る。ただし、他の給油所を利用した場合、領収書の提出にて返金手続きが可能である。
- 3 有料道路料金を大学側で負担する場合は、大学側が準備したETCカードが利用できる区間に 限る。
- 4 宿泊が発生する場合は、次に掲げる各号に従わなければならない。
 - (1) バスの駐車場料金を利用団体が負担する場合で、宿泊先の駐車場が有料のときは、利用団体がこれを支払うこと。
 - (2) 運転手の宿泊費、朝食及び夕食を利用団体が負担する場合で、宿泊料が食事代を含まないときは、所定の朝食代と夕食代を運転手に支払うこと。ただし、宿泊料が食事代を含む場合はこの限りではない。

(返 却)

- 第6条 スクールバスの利用責任者は、利用後、大学側に返却する際は、次のことを行わなければならない。
 - (1) 給油を行い、燃料が満タンの状態で返却すること。
 - (2) バスの清掃(車内・窓等)を行うこと。
 - (3) 車内に忘れ物がないことを確認すること。

(雑 則)

第7条 この規程に定めのない事項については、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月27日から施行する。